

綱 領
1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる發展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任务の達成に寄与する。

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区西久保
広町35(庚申ビル)
TEL 03-432-1089
発行責任者
青山圭一

日赤新労

1973
昭和48年

日本赤十字新労組 動員組合一同



講師 富 當 井 を 奮 う 弥 計 師 講

第一日 専門部会

幹部教育 賃金管理研究所
所長 弥富賢之先生
テーマ、「病院の賃金のきめ」
方【今回の弥富講師の講演は、賃金の根本にさか升つて説き起し、賃金体系合理化の意義、合理化の必
要性合理化の方法、基本給運用制
度の決め方等、微に入り細に亘つ
て、ユーモアを交えた熱弁を奮い
参加者一同を魅了した観があつた
講演後も約一時間に亘り、質疑応
答が行われ、極めて有意氣に終了



第2回中央委員会会場風景

昭和四十七年度 第二回（単組代表を含む）中央委員会開催!!

—昭和四十七年十一月十二日—於 愛知県支部講堂
名古屋観光会館

第二回 中央委員会

第二回中央委員会は、各ブロック中央委員の外、単組代表者を加え、名古屋観光会館に於て盛大に開催された。
経過概要次のとおり
一、開会のことば
二、資格審査、成立確認
三、議長選出、書記任命
議長 第六B渡辺康喜
書記 第五B岸本紀子
四、執行委員長挨拶
(1) 各部報告 (主なる事項)
五、組織
長崎原爆病院の組織

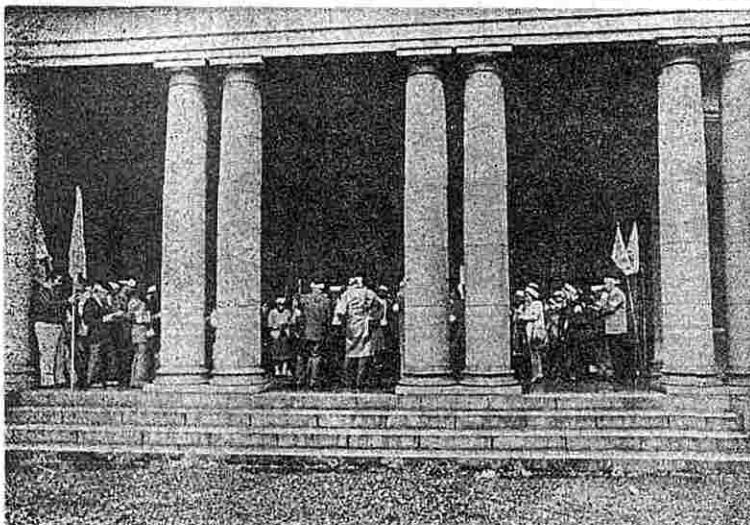
(2) 問題及びオルグについて報告
教宣 新しく作成するテキストの題名を「労働組合とは」とする。
(3) 調査 今後の調査事項を次のとおりきめる。昇格基準、職種別人員構成(新労傘下支部、センター、病院に分ける)、宿日直料の調査、中途採用者の赤十字の賃金調査等
(4) 「調査部アンケートの回収方法について」プロック別に代表本部へ送付する。
中央委員が責任をもって回収し、本部へ送付する。

「議題」
八、住宅資金積立融資について
新労試案に基づいて交渉を行なったところ、本社は最高額二〇〇万円、一〇年以上の勤務者を対象として来年度より実施したいと概要を明らかにした。

本部としては制度発足が第一で内容については、今後交渉を行ないたい。
議決 本部は今後有利な方法で本社と交渉を行なつてゆく。
八、年末手当について
三六割プラス一五、〇〇〇円の統一要求を決定した。
九、年末年始の特別出勤手当 最低一、五〇〇の統一要求額を決定した。
十、来年度定期大会について
開催時期四月上旬人事院勧告で来年度もゆくことに決定した。
場所は新幹線沿線とする。
なお、それと併行して新給与体系の策定を作ることを申合。
十一、その他
東京都支部職組の会費滞納による権利停止を決定。
大多数の賛成をもって、藤田明
也会計監査の罷免を決定し。

昭和四十七年度

ベア妥結まで



雨中の本社集会

昭和四十七年度ベア妥結斗争は、五月九日第一回団体交渉に始まり、その間二回の本社集会、二回の臨時中央委員会を開催し漸く妥結を見たものである。第一回本社集会及び臨時中央委員会の模様は既報（機関紙第六〇号）のとおりである。

第二回の本社集会、臨時中央委員会は、十一月六日、冷雨降り続く本社構内に於て敢行され、全国より馳せ参じた多数組合員の意気と熱意をバックに強硬闘交を行な

い隨時休憩をとつて集会参加の組合員に賛同し、代表中央委員を団交に踏み切った次第である。

○血液センターは六月

○本社、支部は六月とするが、財政的に不可能な所は七月とする

○病院は実質六月とし、財政的に不可能な所は七月とする

十一月二十八日開催の団体交渉において、懸案の血液センター初任給基準が、本社と新労との間に

十一月一日に在籍する前記一又は二に該当する者には、次のとおり調整を行なうこと。

(1) 前記一又は二の初任給基準を二号俸以上下廻って採用した者については、昭和四十七年十月一日以降に特昇を認めること。

(2) 前記一又は二の初任給基準を二号俸以上廻って採用した者については、原則として基準より一号俸上廻るようになるまで定期昇給を延伸すること。ただし特別の事情があるものについては延伸しないことができるものとする。

(3) 中途採用者（他団体並びに日本赤十字病院等から血液センターに採用した者）の給与は、採用時点においてそれが他の給与を納得して就職した者である場合、原則として調整措置はとらないものとする。ただし前各項による調整の結果著しく不均衡をきたす場合には、特別の調整措置を認めるものとする。

(4) 普通免許取得者のうち中途で大型免許を取得し、移動採血車の運転に常時従事する場合は、一号俸特昇することができる

(5) 前各項により調整しようとする場合には、それぞれ事前に本社長の承認を要するものである

血液センターの学校新卒者及び自動車運転免許取得者の初任給基準並びに在職者の調整

(6) 前各項の初任給基準は該血液センターにおける当該職種の従前の例により、一号俸上下して決定することができる。なお医師の場合には二号俸上下して適用できる。

血液センターに採用し同四十七年十月一日に在籍する前記一又は二に該当する者には、次のとおり調整を行なうこと。

(1) 昭和四十二年四月一日以降血液センターに採用し同四十七年十月一日に在籍する前記一又は二に該当する者には、昭和四十七年十月一日以降に特昇を認めること。

(2) 前記一又は二の初任給基準を二号俸以上廻って採用した者については、原則として基準より一号俸上廻るようになるまで定期昇給を延伸すること。ただし特別の事情があるものについては延伸しないことができるものとする。

(3) 中途採用者（他団体並びに日本赤十字病院等から血液センターに採用した者）の給与は、採用時点においてそれが他の給与を納得して就職した者である場合、原則として調整措置はとらないものとする。ただし前各項による調整の結果著しく不均衡をきたす場合には、特別の調整措置を認めるものとする。

(4) 普通免許取得者のうち中途で大型免許を取得し、移動採血車の運転に常時従事する場合は、一号俸特昇することができる

(5) 前各項により調整しようとする場合には、それぞれ事前に本社長の承認を要するものである

(1) 一般職(二)の運転手の初任給基準

基準

- (1) 普通自動車運転免許取得者で常時当該業務に従事する者 D 4
- (2) 大型自動車運転免許取得者で常時当該業務に従事する者 D 7

(2) 学校新卒者の初任給基準

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 一般職(一)大学卒 | F 2 |
| (2) 一般職(一)短大卒 | G 6 |
| (3) 一般職(一)高校卒 | G 3 |
| (4) 一般職(二)高校卒 | D 2 |
| (5) 一般職(二)中学卒 | E 3 |
| (6) 医療職(一) | D 4 |
| (7) 医療職(二)薬剤師 | D 4 |
| (8) 医療職(二)臨床検査技師大学卒 | D 4 |
| (9) 医療職(二)臨床検査技師短大卒 | E 5 |
| (10) 医療職(二)検査技師短大卒 | E 4 |
| (11) 医療職(三)看護婦養成所卒 | C 3 |
| (12) 医療職(三)准看護婦 | D 2 |



昭和47年度給与改訂について

11月18日給与改正委員会、11月21日常任理事会を経て決定

本年度給与改訂は、十一月十八日開催の給与改訂委員会に諮問され、二十一日の常任理事会を経て、同月二十一日付本達乙第五号及び六号をもって一般に示達された。

その内容は次のとおり。

(改正の理由)

(1) 昭和四十七年度における、日本赤十字社職員（以下「職員」という。）の給与改善については、去る七月八日、中央労働委員会から本社に対し、調停案が提示されたこと、並びに八月十五日国家公務員の給与に関する、人事院の勧告が行なわれ、政府においても、これを完全実施したことによらない。

本社としても、全国の支部、医療施設及び血液センター（以下「施設」という。）における財政状況を勘案して、前記中央労働委員会の調停案を受諾（九月二十六日受諾）するとともに、概ね、前記人事院勧告に準拠して、職員の給与改善を実施することとした。

(2) かねて本社の血液事業に対し国庫補助が得られることがとなつたことに伴ない、本社は全国各血液センターの財政調整及び管理体制の強化を企画し、去る十月二日から、各血液センターにおける業務の質及び量に対応した規模別組織基準を定め、これに基づく管理運営を推進することとしたので、これが機会に各血液センターの管理運営の衝に当る職員に対し、当該責任に応じた処遇を行なうこととし、他の施設関係職員との均衡を勘案して、関係規則の改正を実施することとした。

(3) 前記1及び2の理由に基づく給与要綱改正を機会に、次の諸点を配慮して改正することとした。

① 臨床検査技師及び視能訓練士について、それぞれ法律が改正され、新たな資格

本達乙第六号

資金の低額な者にかかる臨時給金及び日本赤十字社職員給与要綱第二五第三項に規定する医師確保調整手当の臨時措置に関する要綱

第一、俸給表の改正（機関紙第六〇号に記載したので省略）

第二、別表第六の等級別標準的職務内容の改正

第三、別表第七の等級別資格基準表の改正

第四、扶養手当の改正

第五、役付手当の改正

第六、通勤手当の改正

第七、時間外手当及び深夜手当の改正

第八、別表十二の二の改正

第九、休職期間中の給与について改正

